

清末における在日康梁派の政治動静（その一）

——康有為梁啓超の日本亡命とその後の動静——

永 井 算 巳

(一)

一体、戊戌政変の直後、伊藤博文や日本公使館被護のもとに北京を脱出し明治31年9月26日（光緒24年8月11日）塘沽から軍艦大島に乗り平山周に伴われて10月20日深更東京に到着22日以来早稲田鶴巻町40番地に居住していた梁啓超や王照とは別に9月20日（8月9日）北京脱出の後24日吳淞入港の際から英国側の保護をうけつつ29日一旦香港に逃れた康有為が滞在すること20日にして遂に日本亡命を決意し10月19日（9月9日）宮崎寅藏に同行して東渡し麴町平河町4丁目30番地の旅館三橋常吉方に止宿するに至つたのは10月25日深更（或は26日²⁶）_{（日草朝）}のことと思われ牛込区加賀町1丁目3番地の寓居に落着くを得たのは10月29日（9月15日）_{（日）}のことであつた。

康有為の日本亡命に至る経緯とその心境についての概略は宮崎滔天の「三十三年の夢」によつて想見出来るが、暫く康南海自編年譜、宮崎寅藏書翰、香港駐在上野領事報告、富田牒報「清国ノ亡命者康有為ニ面談セルモノノ談話」によつて考えれば、その要領は下記の通りとなる。

宮崎によれば、当時「康及皇上日本ヲ頼ムノ心甚切」なるものがあり、香港到着の翌日早くも康有為は上野領事に面会を求め10月1日には何樹齡と王鏡如が来訪して康有為の「矢野公使ニ与フルノ書及大隈大臣ヘノ打電文」をもたらしたとあり、同日づけ上野領事報告はその電文内容を「上廢国危、奉密詔求救、敬詣貴国、若見容望、電覆並賜保護」と報じているが、宮崎はかかる康有為の動きを評して「想フニ康日英ノカヲ借り天子ヲ擁シテ再ビ立ツノ意明白ニ候、実ニ是中華ノ為メニ愚策ニシテ外国干涉ノ端ヲ開クモノト奉存候得共」と批判しつつも「今日ノ場合策ノ是非ヲ論ズルノ時ニ無之候間兎ニ角十分ノ保護ヲ与ヘテ日本ニ到ルノ道ヲ開キ度々々モ奉願上候」と康有為亡命のうけいれ方を犬養毅と平岡浩太郎あてに依頼し、併せて上野領事の躊躇を不満とする康有為を宮崎が調停したこと、康の希望は日本から英米に渡らんとするにあることを伝えている。この宮崎書翰を、10月6日夜における康有為との面談を報じた富田牒報が、光緒帝の密詔をうけた際李提摩太と善後策を協議したがその折英米両国公使とも北京にはいなかったこと、北京脱出をめぐる英国側との具体的結びつきは吳淞入港時期に始まること、香港に逃れた理由は「予ハ皇帝陛下ノ教ヲ奉ジテ船ニ搭ジ又タ皇帝ヲ危急ノ間ニ救ハントスルモノニシテ第一ニ依頼スベキモノ英国アルヲ知ル」からで、げんに上海英国領事が皇帝救助の意向を洩らしたと述べている事実、乃至は康南海自編年譜にいう上海香港における英国側の積極的な動き、宮崎の斡旋や上野領事の来見に関連する「以大隈伯在相位有志營東亞、先欲至日本求救、隈伯電許保護速之来……日本諸士皆好義周旋懇摯、故以九月五日東渡、乃議游歐美焉」とある敘述にてらせば、康有為の北京脱出をめぐる日英両国の政治的関心と光緒帝救出のために両国の支援にすがろうとした康有為の心情乃至日本亡命決意の事情は最早や詳述を必要としないであろう。

右にいう密詔については富田牒報に光緒帝の密詔は16、17両日に出されたものを康有為が18

日同時に受領したとして内容を紹介しているが、その二通とくに第二書が所謂康有為衣帶詔であつたことは梁任公先生年譜長編初稿^(68頁)や賓退隨筆などにてらしてまず疑いない処であろう。但し、衣帶詔については、革命逸史^(初集)にそれが康有為の詐偽にかかるよしを王照が犬養毅にうつたえたため康王の対立激化を招き事態を憂慮した日本政府によつて康有為の離日をみるに至つたとの暴露記事⁽⁹⁾がのせられてあり、基く所は「在逃犯官王照筆談一則」⁽⁹⁾にあると推定されるが、この事件は「記戊戌庚子死事諸人記念会中広東某君之演説」⁽¹⁰⁾や「論保皇党檄」⁽¹¹⁾からも想察されるように清末革命派を通じて可成りに流布されていたものらしい。だが、この筆談一則は西太后と光緒帝の対立を痛傷する王照の心情を理解するよすがとはなり得ても偽作説を全面的に首肯せしめる説得力には些さか欠けるふしがある。尤も、王照は康有為の離日以後大隈犬養からも疎んぜられたらしく明治32年9月頃には居所を下谷区上根岸98番地から下谷区西黒門町4番地高野チヨ方⁽¹²⁾に移し、12月下旬高山忠照と変名して高知市本町旅館延命軒に逗留する動き⁽¹³⁾をみせ確かに在日康梁派の中心より遠ざかつた観がある。とは云え、光緒25年12月14日⁽¹⁴⁾（明治33年1月14日）の所謂立儲廢皇偽詔事件を知るや俄かに旅装をまとめて東上し、やがて義和団の乱の勃発をみると明治33年5月芝罘から山東に入つて袁世凱に団匪討伐を進言、直隸の聶士成にも同様試みんとして俱に奏功せず、ついで武昌の張之洞に光緒帝の復政と団匪討伐をといてこれ又失敗し更に李鴻章にも「誅逆迎駕」を書送つて黙殺される等の東奔西走ぶりを示したのであつた⁽¹⁵⁾。してみれば、康有為との確執は首肯されるとしても、だからといつて王照の胸奥に底流していた保皇愛国の衷情は否定すべくもない処であり、従つて確執の主因は恐らくは両者の抱く保皇のしかたの相違に由来するとみるのが妥当であろう。

次に、康梁の日本亡命を理解するうへに看過し得ない事実としてなお挙げておきたいのは、東亜会総裁安東俊明らが総理大臣大隈重信に進言書を提出し、書中「抑々梁啓超康広仁等ハ東亜会ノ会員タリ某等朋友ノ義ニ於テ彼等ノ冤ヲ蒙リテ刑戮ニ斃レントスルヲ坐視スル能ハズ」と梁康らの救援をうつつたえている動きである。東亜会とは対支回顧録によれば明治30年春、陸実、三宅雄二郎、犬養毅、平岡浩太郎、江藤新作、池辺吉太郎、安東俊明、香川悦次、井上雅二らが結成し、翌年11月2日に同文会と合体して東亜同文会へと発展的解消をとげるに至つたものであるが、該会の性格把握のためには成立当初の決議四項のうち「光緒帝を補佐して変法自疆の局に当れる康有為梁啓超等の入会を許すこと」の一項が目ざされて然るべきであろう。安東らの進言書は無論東亜会のかような基本性格が然らしめたものであろうが、この事実を、例えば光緒24年1月における漢口での譚嗣同と参謀本部員神尾光臣、梶川重太郎、宇都宮太郎との間に試みられた日中聯盟の密商⁽¹⁷⁾や同年7月5日^(明治31年8月21日)における礼部主事王照の西太后を奉じて光緒帝自ら日本に東遊し以て維新変法に資せんことを要請した「請皇上東遊日本痛抑守旧一摺」の動き、或は大隈の対シナ関係の秘書をつとめた青柳篤恒の「抑も康有為の光緒皇帝を輔弼して変法自強の大策を建つるや我日本の志士にして之れに満腔の同情を傾け此事業の成就を祈るもの少なからず、此等大策士の間には当時日本の明治天皇陛下九州御巡幸中なりしを幸ひ一方氣脈を康有為に通じ光緒皇帝を促し遠く海を航して日本に行幸を請ひ奉り茲に日清兩國の君主九州薩南の一角に於て固く其手を握り共に心を以て相許す所あらせ給はんには東亜大局の平和期して待つべきのみてふ計画あり、此議大に熟しつありき、此大計画には清国にては康有為始め其一味の人人日本にては時の伯爵大隈重信及び子爵品川弥二郎を始め義に勇める無名の志士之に参加するもの亦少からざりしな

り、惜むべし乾坤一擲の快挙一朝にして画餅となる真に千載の恨事なり」とある¹⁹⁾敘述に併考すれば、戊戌変法をめぐる康梁派と日本側有志との尋常ならざる交渉経緯が推測されよう。然りとすれば政変の直後において康梁らが日本を恃みとして亡命し来り、日本の有力な支援にかりて光緒帝擁護の運動を展開すべく企図したのはむしろ当然の成行きではあるまいか。

ところで、加賀町の寓居に落着いた康有為のために懇切な面倒をみたのは東亜同文会の柏原文太郎であつたらしいが、康有為の日本滞在は明治32年3月22日(光緒25年²⁰⁾2月11日)カナダにむけて横浜を離れる迄の5カ月にすぎなかつた。この間の康有為は山県内閣の冷遇に不満を抱きつつも犬養大隈伊藤近衛篤磨らの同情と理解にささえられて三橋旅館での孫文面接拒絶や横浜大同学校事件が如実に具象する通り革命派拒否の態度を堅持しながら梁啓超らの同門を率いて日本側の援助を乞うべく劃策する処があつたのであり、自立軍起義の首謀者唐才常との具体的結びつきもこの間の出来事なのであつた。いま当時における康梁派の政治動静を日本側の反応との関連に於てさぐるならば、まず「近衛霞山公²¹⁾」所収の「康有為対話録」と「梁啓超対話録」、対支回顧録(下巻)「宗方小太郎」所収の「日記」がある。これは近衛と宗方が「貴国此際に処して一臂の力を惜まず太后の勢力を殺ぎ皇帝の復位を計られねば事必ず成らん、又事成らば貴国の厚恩は弊邦臣民の永く忘れざる所なり」と「頻りに援助を乞ふ」てやまなかつた康梁派の懇請を時期尚早とみて抑止した事例と云えようが、宗方は当時戊戌政変に関する政府諮問に応じて意見書を提出したのみか陸海軍当局にも対清政策上康有為保護の不利を説いた²²⁾当事者と云われ且つ東亜同文会を誕生せしめた一人であつたのであるから、彼の「日本政府は決して輕輕に兵を出さず只時会にして到らば求めざるも助けんのみ」という政府すじへの観測は単なる一在野有志の外部観測とみなすべきではあるまいし同時に又「暫く沈潜時機を待」てと説く宗方の懇諭は、会長たる近衛篤磨の「彼等の頻りに云ふ皇帝復位の事に付余は夫は望ましき事ながら康が云ひし如く容易に行はれ得べき事にあらず実行には十分の決心を要す」という国際政治の視野からする慎重論と合せて政変直後における康梁派の動静に対する東亜同文会の有力な見解であつたとみて大過ないであろう。

次に、伊藤博文大隈重信犬養毅らについては外務省記録文書「清国亡命者ノ挙動ニ付キ」(明治32年²³⁾)が「清国亡命者中康有為ハ満清ノ軋轢ハ日ニ其ノ度ヲ高メ結局干戈ヲ動カスニ至ルベク左スレバ満洲鉄道開通ノ以前ニ於テ事ヲ挙クルハ漢人ノ為メ得策ナリトテ常ニ其ノ意見ヲ日本要路ノ人々ニ向ヒ陳述シ応援ヲ求メタルモ、伊藤侯ノ如キハ康ノ年壯気鋭輕卒短慮ニシテ事ヲ与ニスルニ足ラサルコトヲ看破シタルニヤ善ヒ加減ニアシライ置キ其ノ意見ヲ容レザルヨリ(是レハ亡命人等清国ニテ会见シタル時ノコトヲ指シタルモノナルベシ倭ノ帰朝後会见シタルコトナケレバナリ)康ハ犬養毅等ニ介シ大隈伯ニ謁シ具サニ述ブルニ同一ノ事ヲ以テシタルニ伯ハ失敗ニ失敗ヲ重ネ到底力ヲ内治ニ據ル能ハズ去リトテ功名的野心ハ抑ヘテ制スル能ハザルコトヲ嘆ズルノ折柄ナレバ一モ二モナク之ニ同情ヲ表シタリトハ多少形迹アル事実ナルガ如シ、然ルニ康ノ意見ヲ賛成スルモノノ中ニ派アリ一ハ曾根俊虎等ノ一味ニシテ一ハ新井甲子之助等ノ同志ナリ、曾根ハ痛ク康ノ大隈ニ頼ルノ不利ナルヲ陳述スルモ康ハ却テ曾根ノ説ヲ容レズ飽マデ大隈伯ニ倚リテ事ヲ挙ゲント計画ヲナシツツアリト云フ、然レトモ未ダ兵ヲアグル杯言フ程ニ談ノ熟シタルニハアラズ、又大隈伯ト雖ニニスル所アリテ康ヲ利用己ノ目的ヲ達スルノ便ニ供セントスルニ外ナラザルハ勿論ノコトナレバ輕輕ニ康等ニ同意シ事ヲ挙グルガ如キ事万アルベカラズト思ハル」と伝え、康有為が伊藤ではなくして犬養を介して大隈に倚頼しようとしていた状況を伺うのが、文中所謂意見ヲ日本要路ノ人々ニ向ヒ陳述シとある事例としては例へば2回にわたる康有為の与

品川子爵書と梁啓超の上品川弥二郎子爵書²⁶⁾が指摘出来よう。伊藤は戊戌政変の際は韓清漫遊の途次にあり政変の前日光緒帝に謁見し政変の直後は李鴻章孫家鼐ら北京政府当路者に国際法上国事犯たる康有為の逮捕引渡し²⁷⁾が不可能の旨を反覆説明したばかりでなく、張蔭桓の助命運動²⁸⁾や梁啓超の日本亡命にも被護を与えた当事者であつただけに右の報告内容は些さか意外の感なきにしもあらずであるが、起義援助はともかくも在日康梁等の所遇については伊藤なりの政治的配慮をみせたこと後述の通りである。大隈は当時内閣総辞職の直後であり右の報告もそうした政情を背景としたものに外ならないが「三十三年の夢」「大隈侯八十五年史」統対支回顧録(下巻)「柏原文太郎」所収の数通の書簡に併考しても康梁らの大隈に対する深い信頼感が看取されるのであり、それともつまりは前述した青柳らの所論事実に因縁するからであろう。犬養が康梁亡命の当初から多大の同情と理解ある援助を吝しまなかつた事実は「犬養木堂伝(藁本)」や「三十三年の夢」の披読でこと足りるであろうし私も曾て考察した³⁰⁾処でもあるが、当時の犬養は孫康兩派の合同提携に進んで仲介の労をとらんとしていた。然しそれが康有為の拒絶で何等の進展をもみせぬうちに康自身が北京政府の圧力によつて日本を退去せざるを得ぬこととなつたのである。「拜啓 再々遠方御訪被下鳴謝の至りに御座候 扨康の事は明日伊藤侯と相話し同侯より青木に話候筈にて其要領は康は通訳と共に外国に行き王梁等は日本に留むる事 旅費として七千円渡す事 右にて大抵御話纏るならん 其御含みにて御運び被下度候 廿八日 木堂。伊藤は青木より頼まれたる事と存候 己に早稲田翁には書状出置申候」³²⁾これは明治23年2月28日づけ犬養の柏原文太郎あて書簡であるが、ここにいう早稲田翁への書状とは、恐らく「拜啓 昨日伊藤侯突然旅宿ニ被参候テ康有為一条ノ為相談アリ相談ノ末遂ニ康一人丈ケ外国ニ遣ハス事ト為シ費用七千円位渡ス様ニ頼ミ置申候 但シ其金ハ我々有志ノ手元ヨリ恵与スル名義ニ為シ度旨相話し候処 右ハ侯ヨリ早速青木外務ヘ申遣ハストノ事ニ御座候 右ハ青木ヨリ依頼ノ事ト被存候 梁ハ日本ニ留置キ學問サセ度旨申居ラレ候ニ付小生モ同意ノ旨差置申候 近日康有為参上致候ハバ其御含ミニテ御話置可被下候草々 廿八日 大隈伯閣下 犬養毅」をさすのであろう。

右の2通の書簡から判断すれば、旅費7000円支給のうえ康有為一人のみを通訳つきで離日させるという基本線の決定は明治31年12月27日の伊藤犬養会談でまとまつたわけであるが、伊藤は外務大臣青木周蔵の依頼をうけて犬養の意見を徹しにきたものらしく、而も席上犬養から種々の条件が提出されたものと推測される。茲に我々は康梁を同志と謳つた東亜会以来渝らぬ犬養の面目をみると同時に伊藤から梁啓超の日本残留が説き起された点に近衛の意向の影響³⁴⁾と戊戌政変をめぐる梁啓超の言動の伊藤に与えた印象の反映をよみとることが出来るかと思う。

では何故日本側はかくも慌しい動きをみせねばならなくなつたのであろうか。

この間の事情の解明に手がかりを与えるのは檜原陳政の梁啓超に対する次ぎの勧告事実であろう。

「十二月二十日午後七時三十分、檜原陳政ノ梁啓超ヲ訪ヘタル對話ナリト言フヲ聞クニ伊藤侯爵ガ支那ニ在留中李鴻章ヨリ『清国亡命者ヲ日本ニテ保護シ置クハ外交上面白カラザル結果ヲ生ズベシ』トノ注意アリタル故、日本政府ハ近日亡命者ノ退去ヲ命ズベキ筈ナルヲ以テ本月二十八日便船アレバ其ノ命令ナキ中ニ米国カ又ハ英国ニ渡船セラルベク其ノ旅費ハ檜原ヨリ出金ス」

「檜原陳政ガ梁啓超ニ面会ヲ求メタル用向ハ今ヤ日本帝国ノ各大臣モ変更シ居ルヲ以テ清

国亡命者ノ保護モ充分ナラザレバ日本帝国ノ版図内ニ居ル事ハ甚ダ危険ナルニ依リ一日モ早ク米国ニ向ケ出発スル方得策ナルベシ、若シ旅費等不足ナラバ三千元ヲ給与セン、尚ホ不足ナラバ幾何ニテモ補足スベシト述ベ日本ヲ去ランコトヲ勧告シタリト云フ、然レドモ梁啓超ハ断然其意ニ従フ能ハザル旨ヲ述ベ其後再三訪問スレドモ面会ヲ謝絶シ居ル由」つまり橋原の勧告趣旨は①山県内閣の成立により戊戌政変直後における李鴻章ひいて是北京政府の対日警告が政治的効力を現わし始めた②従つて日本政府の保護も不十分となり「甚ダ危険」であるから速やかに英米むけ日本を退去するのが得策である③旅費3000円を橋原が恵与しようというにある。この離日勧告には語中自ら「清国公使ノ密旨ヲ受ケ来リタルモノナル事」が看取され梁啓超は断然之を退け爾後の面会を拒否したわけであるが、之を「柏原文太郎」所収の12月16日づけ梁啓超の柏原あて私信と20日晚22日づけ橋原の梁啓超あて二通の書簡内容にてらせば、橋原の離日勧告は友人という私的立場に於て秘密裡にだが性急執拗に試みられたことが知られる³⁶⁾。然かもこの事実が上海総領事代理小田切万寿之助から総督張之洞の康梁国外追放希望意見にそえて北京「政府内部ハ彼等ノ引渡ヲ請求シ若クハ彼等ヲ殺害セントスル希望ヲ有」する旨の報告がなされていた時期に相当する点を考慮するならば、康有為の日本退去をめぐる慌しい動きは11月における大隈内閣の倒壊と第二次山県内閣の誕生を契機として北京政府における康梁派弾圧気運が俄然活気を取戻したことを抜きにしては理解し難い。ということつまりツアーズムロシアの南侵に備えて軍事力の充実を急務としそのための財源を地租増徴に求めた山県内閣の出現³⁸⁾という日本側における政治情勢の変化が同時に、北京政府の国際法を無視した強要に対しても敢えて之を政治的に許容せんとする対清妥協となつて国際政治面に投射されたからであろう。ところが康有為は勿論梁啓超も橋原の勧告を不可解として憤然事情を柏原犬養にうつたえ外務省当局に真相を質さんことを切望するに至つた結果、橋原の秘密勧告は破れて外務大臣青木周蔵の委嘱による伊藤博文の突然の犬養訪問となつたものに相違あるまい。前掲の犬養書簡はそうした事情を漂せて微妙である。因みに、康有為一人のみの離日が比較的容易に決定をみた所以は、香港当時の康有為の言動を康南海自編年譜、柏原あて梁啓超書翰⁴⁰⁾、柏原の談話にてらせば康有為の英米むけ日本退去が康梁派内にあつても実は当初から予量されていた一路線であり、伊藤犬養会談がかゝる康梁派の意向を充分に参酌したものであつたからであろう。だが、とすればこの決定は当然北京政府側にとつて多くの不満を残す。明治32年10月5日の伊藤李盛鐸会談はその間の消息を伊藤の言葉として次の如く伝えている。

「帰国ノ後 貴国政府ハ貴公使ニ康等逮捕ヲ命ジ貴公使ハ之ガタメ困難ノ境ニ陥リ位置ヲ危フスル由ヲ聞キタルヲ以テ余ハ更ニ慶親王ニ書ヲ送り『康等ハ公法成規ニ由リ我国之ヲ逮捕シテ貴国ニ引渡ス能ハズ貴国我境内ニ於テ彼ヲ逮捕セントセバ是我法權ヲ蹂躪スルモノニシテ断ジテ行フヘカラズ兩國ノ便ヲ図レバ唯彼ヲ逐付スルアルノミ』ト述べタリ、故ニ余ハ兩國交誼ヲ円満ナラシムルタメ康有為ヲ境外ニ斥逐セリ、其後慶親王ノ復書ニ接シ同王モ康党ヲ日本境外ニ斥逐スルヲ冀望スル由ヲ述ブルモ彼等ヲ逮捕スルノ意ヲ洩サズ(此時伊藤侯爵慶親王(主)ヲ逐付スルヲ)故ニ余ハ梁王ノ徒ヲ併セテ斥逐セントシテ商量中ニ係レリ、李鴻章慶親王ハ余ノ弁明ニ因リテ事理ヲ明解シタル如シ」⁴²⁾

これによつて我々は①駐日公使李盛鐸が政変直後より康梁逮捕令をうけて苦慮していたこと②伊藤が日清友好の政治的配慮から康有為の日本追放を実行したのみか更には慶親王ら北京政府の要請を満足させるべく梁啓超王照の日本追放をも考慮中であつたことをさぐりうる

であろう。なお、この資料からすれば伊藤の梁啓超に対する態度には犬養会談当時と比して可成りの変化を生じたとせざるを得ず、この点、同年11月4日の近衛篤磨⁴³⁾が張之洞の康有為追放感謝によせた梁啓超の退去要請を「梁去らば清議報は消滅すべしと思はるれば大なる過なり、彼徒の日本に在る者一二にして足らず、梁は去りても此点は今日に変わらざるものと承知ありたし」と一蹴しきつた態度とは著しい距離の存した事実を指摘しておきたい。

何れにせよ、かくして康有為は中西重太郎を通訳に伴い明治32年3月22日(光緒25年2月11日)⁴⁴⁾大隈犬養はじめ日本関係有志に感謝しつつカナダにむけて横浜を解纜したのであるが、爾後44年6月11日(宣統3年5月15日)⁴⁵⁾香港より神戸に入港して須磨に寓居するを得るまで、前後13年間遂に彼は日本の土を踏むことがなかつたのである。

以下暫くその間に於ける康有為の足取りについて概略を素描すれば一出帆の直前、梁啓超と何事か密談して日本を離れた康有為はカナダからロンドンに渡り復辟援助を英廷に請うて失敗した後、明治32年7月20日(光緒25年6月13日)⁴⁶⁾カナダのヴィクトリア(域多)⁴⁷⁾で李福基らと保皇会(中國維新会 Chinese Reform Association)を結成して華僑間に第一布石を投じ、同年10月再び横浜に帰来したのであつたが、日本政府によつて上陸不許可となつたため清議報館の樵雲(啓樂)⁴⁸⁾に一書を送致して香港へと去りここで所謂立儲廢皇偽詔事件をめぐる活動を展開し、明治33年7月前後には既にシンガポールに移り、やがて庚子惠州の役をめざす孫文派との間に宮崎の所謂新嘉坡の入獄事件即ち孫康合作の失敗をみるに至つたわけである。当時、康有為は光緒帝の迎立による「20世紀最文明の政治模範」たる君主立憲政体を志向しつつ唐才常の自立軍起義をめぐる運動態勢の樹立に奔走していたのであつて、事情は樵雲あて書簡⁴⁹⁾、柏原あて書簡⁵⁰⁾、向海外華僑募款函件⁵¹⁾、馮紫珊あて書簡⁵²⁾、柏原孫文あて梁啓超書翰を梁任公先生年譜長編初稿(9巻)所収の数多くの関係書簡に併考すれば可成りに明白となる筈である。

自立軍起義が所謂東南保護約款にささえられた張之洞らの弾圧の前に潰えさつた前後における康有為の動静に関してはシンガポール領事久水三郎が、

「同人ハ昨年七月中旬当地ヲ發シ英船 Sea Bell 号ニ便乘彼南ニ赴キ同地行政官官舎ニ隣レル一官舎内ニ潜ミ居タリシガ密カニ書ヲ發シ独国ニ於テ単銃買入レバンコックニ輸入同地ヨリ南清ニ運ントシテ没収セラレタルハ本年春(閏)頃ノ事ナリシガ爾來本人ハ一層警戒ヲ加ヘ密カニ金策ヲ為シツツアリシガ清政府ノ探偵甚ダ嚴ナル為何事ヲモ為シ得ズ凡ソ一ヶ月前英領ウエスレーニ行クト称シテ踪跡不明トナル」と報じ、ついで明治34年12月13日づけ報告で康有為のピナン帰来と柏崎文太郎の康有為寓居投宿事実を伝えているが、ここにいう柏崎文太郎が柏原文太郎名義の梁啓超であつたことは梁任公先生年譜稿(8巻)の敘述にてらしてほぼ疑い得ない処と思う。

自立軍起義に対する北京政府の取締りが如何に峻烈であつたかは東南各省官憲を通じての查拏自立会匪示⁶¹⁾、上海道を介しての在上海各国領事に対する富有票会及自立会徒姓名の通報と捕縛協力かたの懇請⁶²⁾、留日学生僑を對象とした駐日公使あて勸戒上海国会及出洋学生文の發送⁶³⁾、駐英公使に対する南洋華僑戒飭命令と英国外務省に対するシンガポール香港総督清国駐在領事の匪党査禁の協力要請を一瞥しただけで直ちに首肯されるであろうが、そうしたさなかにあつて康有為が南清地区の同志と連絡をとりつつ密かに劃策をつづけていたことは右の久水報告からも伺われ、然かもそれは時期的にみて恐らくは小田切報告「回天票匪自立会匪ニ関スル件」(明治34年5月17日)⁶⁴⁾にいう光緒27年4月前後の長江流域における自立軍殘党の不穩計画なるものに相通う動きであつたと思われる。

かくしてダーヂリンへと去つた康有為は明治36年5月迄同地に滞在していたらしい。処がその5月4日本国から帰国を促がされたと称して再びカルカッタからラングーンをへて香港にむかつたが、翌年5月2日香港退去を命ぜられた結果またもシンガポールに引返えずに至つたようである。爾後の康有為の動静に就ては張伯楨「南海康先生伝」及び梁任公先生年譜稿による以外一切不詳であるが、光緒帝と西太后の相継ぐ逝去に俄然政局の緊迫をつげた明治41年11月18日(光緒34年10月25日)康有為が目下コロンボにある旨を杉村公使は報じている。

以上が光緒25年2月11日のカナダむけ離日以後34年10月に及ぶ康有為の海外亡命生活の動静点描であるが、この間における動きのうちで清末革命史上見逃し得ない重要史実は矢張り光緒33年元旦を期しての保皇会の国民憲政会改組という事件であろう。這般の事情を丙午(光緒32年1906年)10月24日づけ紐約中国維新報所載の「康有為布告 170 余埠会衆丁未新年元旦举大慶典告藏保皇会改為国民憲政会文」(光緒32年9月4日康有為)によつて迎れば次の如く要約されよう。

「公啓」の冒頭に於て

「救中国之淪亡，必以君民同治滿漢不分八字為目的，故欲速變法以救危局，非先得聖主當陽不為功，欲定良法以保久長，非改為立憲民權不為治，此僕救中国之宗旨，而考定於廿年以前，堅持於十年以來者也」

と10年来堅持しつづけてきた保皇変法の基本的立場を改めて表明した康有為は戊戌変法、己亥6月13日の保皇会結成、己亥12月24日の所謂立儲廢皇偽詔事件、義和團事変に際しての自立軍起義をめぐる動き、革命派との論争経過を回顧した後、光緒32年7月13日の予備立憲上諭に言及してそれが康梁派宿年の悲願の実現に外ならぬことを歎び、ついで今後の康梁派のありかたに就て、

「昔際艱難，当以保危為事，今逢安晏，当以図強為功，時異事移，境遷義易，然則從今相近之急務，莫如講憲政矣」

と展望して保危から図強へ、保皇会から「挙国の先驅」「政党の前導」たる国民憲政会への移行脱皮の必然性を説明し専制政治の打破と革命派の誤謬を指摘しつつ「君民を合して共に治を図る」君主立憲政体樹立の喫緊なる所以を高唱し以て康有為と俱に「天下の憂に先んじて憂え天下の樂みに先んじて樂し」まんことをよびかけて結びとしている。つぎに「行慶改会簡要章程」をみれば、これは右の公啓にもられた趣旨精神を具体的に条文化したもので24カ条からなり、その内訳は(8)―(12)が保皇会整理事項、(13)―(19)(23)が国民憲政会設立事項、(20)―(22)が両会の精神的一貫性を記念する諸事項例えば光緒帝肖像詔書の供奉や慶典の挙行、戊戌殉難之烈士自立軍起義諸烈士の追悼、保皇会創設紀念日の永続に関する諸規定、(24)が海軍捐輸事項と大別されるが、該会の性格理解の点からみれば(1)―(7)にわたる規定事項が最も重視されて然るべきであろう。即ち第1項は会名変更の理由に就て、

「本会以救中国為旨，昔以皇上變法，捨身救民，蒙險犯難，会衆感戴，以為非保聖主不能保中国，故立会以保皇為義，今上不危，無待於保，会事告藏，適当明詔舉行憲政，国民宜預備講求，故今改保皇会名為国民憲政会，亦稱国民憲政党，以講求憲法，更求進步」

と述べ、第7項は国民憲政会の責務を規定して、

「旧会以保危為義，故戰兢惕勵，有冒險之行，今会以図強為旨，但蹈厲發揚為進取之事，今尤易矣，然憲政為国民合集之点，国民先尽義務，定其名分，講求国事，同担荷之，憲政乃可望美備，此我会之責也，凡我同志，生逢此時，為憲政之国民，豈非至幸，当共發憤，以為憲政之資格，以為地球第一大国之資格」

と語っており、第2第3第4項は如上の移行脱皮に伴う紀念祝賀行事を丙午の除夕から丁未元旦にかけて170余埠会員数10万を誇る各地の保皇会が一斉に挙行すべきこととその慶典の順序次第について説き、第5項は国民憲政会誕生の事情を維新報(ニニツ)文興報(カニツ)新中國報(イフ)総匯報(シンガ)新民叢報(ヒツ)をはじめとする機関紙誌に発表すること、第6項は該会の新発足を、載沢、載振、端方らに通報し然る後内地各省に支部を設立することを述べたものであるが、特に第6項は載沢に対する康有為の知己的信頼感の表明という点⁷¹⁾で該会の性格を見定めるうへから注目されてよい。云うまでもなく載沢は明治憲法をてびきとした欽定立憲の主張者であり光緒31年11月から翌年7月にかけて出洋考察憲政5大臣の一員として日英仏ベルギー等を歴訪し就中、日本には3カ月滞在して伊藤大隈等から明治憲法制定事情を学びとり32年1月早くも立憲宣布の奏請を試み7月の予備立憲上論公布の主動者をつとめたばかりか爾後の立憲改革の推進に対しても無視し難い役割を演じた人物であつた。してみれば康有為に於ける保皇会から国民憲政会への改組は載沢らを北京政府部内の有力な媒介者に措置しつつ光緒帝を軸心とする君主立憲政体を確立せんとする政治志向にささえられた動きであつたとすべく、従つて保危から図強へという康有為のありかたの展開は北京政府との関係を焦点にすえてみる限り戊戌政変以来の対決的態度が予備立憲上論の公布を転機として協力態勢へと変貌したことになる。勿論康有為の主観からすればそれは清末政治の客観状勢の発展に伴う対応態度の変化にすぎず、むしろ戊戌変法にもられた宿志の達成をいみするだけであつたであろう、だが革命派からみればそれこそが康梁派の偽装の正体の如実の暴露であり御用機関墮落の絶好の証査たり得たのであり、北京政府にとっては彼等の欽定立憲体制の促進意図にひめられた「改革思想ヲ迎ヘテ政府ニ国政改革ノ誠意アルコトヲ示シテ改革派ノ望ミヲ繋ギ革命黨員中極端ナル者ノ外ハ成ルベク之ヲ懐柔招致スルヲ得策ナリ」とする当面の切実な政治課題にこたえる一収穫であつたことにもなるであろう。この意味に於て光緒33年元旦を期しての保皇会の国民憲政会への脱皮は革命派における中国革命同盟会への結集事実とあわせてそれ迄の北京政府保皇会革命派という清末革命史における三者鼎立の混迷様相を君主立憲派と民族共和主義革命派との二者対立的姿相へとおしすすめる歴史的契機ともなつた重要な政治事件であつたとしななければならない。

(二)

ではこの間梁啓超を中心とする在日康梁派は果して如何なる動向にあつたのであろうか。孫文派との合作失敗や自立軍起義をめぐる軍事活動以外に我々の見逃し得ない史実としてまづ指摘されるのは清議報の発刊と東京高等大同学校の設立であろう。後者は己亥7月横浜華僑鄭席儒、曾卓軒らと協議のうへ梁啓超が校長柏原文太郎が幹事となり東京牛込区東五軒町に設立したもので、英仏流の自由平等天赋人權論を鼓吹し自立軍起義の際には林錫圭、秦力山、田邦璿、李炳寰、蔡鍾浩を出したのであつたが起義失敗の後経営困難に陥つたため柏原の尽力で東亜商業学校と改易しついで公使蔡鈞に接弁されて清華学校と三転結局純然たる留日学生の子備校に化したという。前者は馮鏡如を総理、梁啓超を総編集人、麦孟華、歐陽甲らを補佐として戊戌10月より辛丑11月まで横浜元居留地253番地から100冊の刊行をみた旬刊雑誌で、譚嗣同の仁学、章炳麟の儒術真論、飲氷室自由書、中国近十年史論、滅国新法論、瓜分危言、丙申以来外交史、康南海伝、戊戌政変紀事本末、己亥立儲紀事本末、庚子国難紀

事本末をはじめ伯倫知理の国家論、加藤弘之の各国憲法異同論、有賀長雄の社会進化論、日本国聞子の帝国主義論、梁啓超輯訳の政治学案、柴四郎の佳人奇遇、矢野文雄の経国美談の外、本報論説、国聞短評、東西各報論記事、詩界潮音集等多彩の内容を包含しながら「愛国の真理を發明し文明思想の輸入を以て主となし而も又時弊を指陳するに於て毫も仮借なき」態度乃至は「倡民権、衍哲理、明朝局、厲国恥」つまり「維持支那之清議、激發国民之正氣」という基調⁷⁷⁾を堅持して西太后榮祿らの北京政府に論難の鋭鋒を揮い国内にも多大の反響をまき起した結果光緒26年正月15日南洋閩浙廣東各省督撫に対し康梁の賞金づき逮捕令と康梁の発行する報章購閱嚴禁の論旨⁷⁹⁾がくだるに至つた。以て「種種悖逆情形殊堪髮指」とする北京政府の景況を想見出来よう。清議報 (The china Discussion) は光緒27年11月清議報100冊発刊紀念祝賀の直後突然廃刊となつたのであるが、この事實は梁啓超自ら祝賀の辞に於て、「今以何祝之、曰祝其全脫離一党報之範圍、而進入於一國報之範圍、且更努力漸進以達於世界報之範圍、乃為祝日、報兮報兮、君之生涯、互兩周兮、君之声塵偏五洲兮、君之責任重且逾兮、君其自愛、罔俾羞兮、祝君永年、与国民同休兮、重為祝日、清議報万歳、中国各報館万歳、中国万歳⁸⁰⁾」とむすんだ経緯に考えいかにも不審であり、然かも梁啓超は唯「辛丑四月復至日本、爾來蟄居東國、忽又歳余矣、所志所事、百不一就⁸¹⁾」とか「明目張胆、以攻撃政府、彼時最烈矣、而政府相疾亦至、嚴禁入口、馴至内地、断絶發行機關、不得已停弁⁸²⁾」とかいうのみでその間の具体的事由については語る処がない。自立軍起義の際康有為の命をうけて明治32年12月(光緒25年11月)ハワイに赴いた梁啓超は翌年7月28日(光緒26年7月3日)横浜に帰り牛込区矢来町4番地に居住すること約1カ月、8月20日(7月26日)またも神戸から上海に向つたのであるが在滬すること10日起義の失敗をみるや香港から南洋に出発シンガポールで康有為に面会した後インド濠州を廻りフィリッピンを経て明治34年5月9カ月ぶりで東京小石川区久堅町74番地に帰来したものの9月27日(光緒27年8月15日)更に横浜山下町57番地に移転するという洵に慌しい動きをみせたのであるが、横浜移転の理由に就ては神奈川県知事周布公平報告が「聞クニ近来東京ニ在ツテハ其身边ニ危険ヲ感ズル由ニテ」と謝罪使として来日した那桐の江南留日学生への使喚や那桐孫文密談事実との関連で説明しつつ「寧ロ東京ヨリモ横浜ニ寓居スル方安全ナリトノ考ヨリ斯ク急忽ニ移転シタルモノナラン⁸⁶⁾」と述べている。当時は自立軍起義の弾圧で留日学生界の空気が緊張していたばかりか起義失敗の責任を資金問題とのむすびつきに於て康梁らに問詰せんとする気配が昂りつつあつた時期に当るから梁啓超の身边危険の情況も充分首肯されうる処である。清議報廃刊の具体的理由について馮自由は「清議報於庚子年冬驟遇火災、因保險單誤書總理人姓名為林北泉、西人保險行不允賠償損失、遂致停版歇業⁸⁸⁾」といい戈公振⁸⁹⁾によれば「清議報創刊於光緒二十四年十月……閱三年以不戒於火而止」とある。

つまり光緒26年冬か27年かに問題があるとしても清議報の停刊が火災事故に原因するといふのである。とすれば自立軍起義の失敗によつて如上の窮地に追込まれた梁啓超が清議報館の火災を偶然的契機として清議報を廃刊に付すると同時に飲冰子なる筆名使用事実が示唆する通り新構想にたつ再挙を決意するに至つたとみて大過ないのではなからうか。私は光緒28年正月に於ける新民叢報の発刊と同10月における新小説報の創刊を如実の例証とみたいのである。但し梁任公先生年譜稿の該当年月には火災事故の記載はなく唯その25年己亥の項に「是年□月清議報館遭火」とあるのみであるから上述の私の解釈にはなお検討を要する余地が残ると思う。両報発行の消息に就ては「三十自述」に「惟於今春為新民叢報、冬間復創刊新小説、述其所学所懷抱者、以質於当世達人志士、冀以為中国国民適鐸之一助」とあり「初帰国

演説辞」に「辛丑之冬，別弁新民叢報，稍從滙翰常識入手，而受社会之歡迎乃出意外，當時承匪之後，政府創痍既復，故態旋萌，耳目所接皆增憤慨，故報中論調日趨激烈，壬寅秋間，同時復弁一新小説報，專欲鼓吹革命，鄙人感情之昂，以彼時為最矣」とあつて梁啓超の抱懐する所信を常識的に啓蒙せんとした処意外の歡迎をうけたこと，義和団事変後の北京政府の反動的ありかたに憤りを感じて論調日毎に激化するに至つたことを知りうるが「清代學術概論」には更に自立軍起義の失敗以後勤王起義を断念して啓蒙宣伝に専念するに至つた心境の変化を新民叢報と新小説報発刊の由来にむすびつけて「自是啓超復專以宣傳為業，為新民叢報新小説等諸雜誌暢其旨義，國人競喜讀之，清廷嚴禁不能遏，每一冊出，內地翻刻本輒十數，二十年来学子之思想，頗蒙其影響⁹¹⁾」と述懐している。次に新民叢報と新小説報の体裁内容に就てふれるならば，後者は横浜市山下町 152 番地から発行された月刊誌で「中国唯一の文学報」と銘うたれた如く中国最初の小説専門誌で，発刊の趣旨は「新小説廣告」の条例第 1 条に「本報宗旨，專在借小説家言，以發起国民政治思想，激励其愛國精神，一切淫猥鄙野之言有傷德育者在所必擯」とあり，又創刊号の「論小説与群治之關係」なる梁啓超の論説にも「欲新一国之民，不可不先新一国之小説，故欲新道德必新小説，欲新宗教必新小説，欲新政治必新小説，欲新風俗必新小説，欲新学芸必新小説，乃至欲新人格必新小説，何以故，小説有不可思議之力，支配人道故……故今日欲改良群治，必自小説界革命始，欲新民必自新小説始」とあるのに明らかであるが，そうした志向は梁啓超が日本亡命の途上大島艦中で翻訳したという「佳人奇遇」を清議報に掲載した際その序文に康南海の「僅識字之人有不読経無有不読小説者」なる一句を引いて六経正史語録律例すべて小説によつて教ゆべしとし，且つ変革の際碩学志士が小説にかりて民心を啓蒙し国論を一変させるに至つた欧州事情に言及して「彼美英徳法奥意日本各国政略之日進則政治小説為功最高焉，英名士某君曰小説為国民之魂，豈不然哉豈不然哉」と論じた処に早くもあらわにされていた事実に鑑みれば，光緒28年10月における新小説報の発行は政治的啓蒙のための単なる一時的着想に出たものではなくして多年に亘る梁啓超の「新民」志向の発露であつたとすべくその代表的著作が「新中国未来記」に外ならなかつたのである。但し新中国未来記は当初旧中国未来記，新桃源（一名濶外）と併せて三部作とする予定であつたらしく緒言や廣告文から判断すればその構想も現存作品より遙かに規模雄大であつたようである。前者即ち新民叢報は光緒28年1月から33年7月まで5カ年間96冊の発行をみた半月刊誌で最高潮期には14000の発行部数をみた⁹²⁾とされ，主要論説集たる飲冰室文集は林語堂をして「1911年の革命直前迄はすべての学生の座右の書となつていた」といい「辛亥革命は彼の優れたペンの力に負う所が多い」とすら評価せしめる程に梁啓超の面目を発揮したものであるが，該誌は馮紫珊を編集兼発行者として横浜山下町 152 番地から刊行されその門類は外国有名雑誌の体裁にならつて図画論説学説時局国聞短評中国近事海外彙報政治史伝地理教育宗教学術農工商兵事財政法律名家談叢輿論一斑雜俎問答小説文苑新書紹介余録の各般に及び一読以て世界各種の新智識を授けようと意図したとあるが，新民叢報の主眼は「本報告白」の宗旨3カ条に明示されている。

- 一 本報取大学新民之義，以為欲維新吾國，当先維新吾民，中国所以不振，由於国民公德欠乏智慧不開，故本報專对此病而藥治之，務採合中西道德，以為德育之方針，広羅政学理論，以為智育之本原。
- 一 本報以教育為主腦，以政論為附從，但今日世界所趨重，在国家主義之教育，故於政治亦不得不詳，惟所論務在養吾人国家思想，故於目前政府一二事之得失，不暇沾沾詞費也。

一 本報為吾国前途起見，一以国民公益為目的，持論務極公平，不偏於一党派，不為渥失罵坐之語，以敗壞中国者，咎非專在一人也，不為危險激烈之言，以導中国進步當以漸也，即ち新民叢報における梁啓超は清議報の所謂広民智，振民氣なる基調を内容的に拡充せしめつつ然かも曾ての西太后政權に対する論難態度には修正を加えて北京政府の当面の政治現象には暫く静觀的態度をとるといふ変化をみせている。これは自立軍起義失敗以後の梁啓超の革新志向が政治実践から啓蒙運動へと重点を移行したことと光緒帝をめぐる鮮烈な「保皇」精神に彩られた China Discussion としての「清議」報から国民を主眼にすえた下からの中国維新を表榜する「新民」叢報へと脱皮したことを示唆しており，ここに我々は梁啓超のいう一党報から一國報へそして更には世界報をめざす野心的抱負の展開系譜つまりは自立軍起義の挫折を転機とする梁啓超の康梁派の政治姿勢におけるありかたの微妙な変化をあらかじめ指摘しておきたいと思う。

通説によれば新民叢報は光緒28年1月以来72冊を發行して終つたとされているが私の披見した処では第1年度が第1号から第24号まで第2年度が第25号から第48号まで第3年度(光緒30年31年)が第49号から第72号まで第4年度(光緒32年33年)が第73号から第96号までめて96冊で，發行の乱調は光緒29年6月9日(明治36年8月1日)の160番館への移転からでありそれは29年正月23日(明治36年2月20日)アメリカにむかつた梁啓超が同年10月23日(12月)横浜に帰つて業務に携つたにも不拘最後まで調整出来なかつたのであるが，その原因については唯「本社数月来，以牽於事故，出版遲緩」¹⁰²⁾とあり光緒33年3月の新民叢報上海支店の火災事実によるものの如くである。然し梁任公先生年譜稿(卷12)所収の往来書簡から判断すれば訳書局広智書局及び新民叢報の経営財政をめぐる保皇会内部の紛糾に禍されたものらしい。とは云へ新民叢報廃刊の主因は経営財政上の困難もさることながらむしろ前述した保皇会の国民憲政会への改組という政治的新情勢がその決定的理由であつたとしなければならぬ。即ち「致仏蘇我兄書」に「弟前此所以欲停新民報者，則一因党報將出，第一人之力，不能兼顧此報，以余力弁之，若贅疣然，無復精神，亦復何取，一因出報既屢愆期，則閱者生厭，銷數亦窒，而經濟不能支」(梁任公先生年譜稿卷16)とあり之を「初婦國演說辭」に「及丁未夏秋間，与同人發起政聞社，其機關雜誌，名曰政論」とあるのに併考すれば事情は自ら明白であろう。かくして新民叢報はここにまたも政論へと脱皮するに至るのであるが，それに就ては稿を改めて論考することとしたい。

ところで前後5年数カ月に及ぶ新民叢報の啓蒙活動は，梁啓超自身の述懐によれば癸卯甲辰(光緒29年30年)を境として所論の基調に注目すべき変化がみられるようである。即ち当初義和團事件後の北京政府の反動性に痛憤した梁啓超が「鄙人感情の昂りしこと彼時を以て最となす」と回顧した程に激しく排滿共和的乃至は大中華民主國的論陣を張つたのに対して29年30年以降は「専ら政治革命を言つて再び種族革命を言わず」換言すれば「國体は現状維持のまま唯ひたすらに政体の理想的改革の必達を求める」に至つたといふのであるが，そうした変調の根拠を彼は康有為の勸戒による外①留学生界と内地学生界に弥漫した革命風潮にみられる無制限な自由平等論の恐るべき流弊②民衆の知識水準の低さから生ずる果てしなき暴動の継起と事態拾収不可能の見透し③国家財政と国民生計の極端な窮迫，この3点が秩序の破壊と亡國の危機を招来するのみと憂惧したからだ¹⁰³⁾と述べているが，この所論は新民叢報の「答和事人」(第42号)に「知從美洲回来，宗旨頓改，標明保王，力闢革命，且声言当与異己者宣戰」との詰問にこたえて「至吾之所以不能已於言者，則本報前号中鄙著『論俄羅斯虛無黨』『答飛生』兩篇，亦可略見其用意之所存」と述べ且つ「答飛生」(第40号)のうちに「一年以来，東京学

界之雜誌……似專以鼓氣為唯一法門，此傾向日甚一日，其發論之太軼於常軌者，往往有焉矣」と憂慮しつつ「吾嚮者固亦最主張鼓氣主義，乃最近数月間，幾經試驗，而覺氣之未尽可以恃，氣雖揚上而智德力三者，不能与之相應，則不旋踵而癩矣」という「鼓氣主義」への自己批判にたつて「今日欲改造我國家，終不得不於民智民德民力三者有所培養，苟非爾者，非惟建設不可期，即破壞亦不可得也」と論断したところや「論俄羅斯虛無党」¹⁰⁸⁾(第41号)に於て虚無党の暗殺手段の使用は革命主義の実践が不可能の結果なのだと語りつつ「虚無党之手段，吾所欽佩，若其主義則吾所不敢贊同也，彼党之宗旨，以無政府為究竟」と批判している点に併考すれば一段と具体的理解が可能となろう。

小野川秀美氏は「清末の思想と進化論」¹⁰⁹⁾のうちに新民叢報をとりあげて「1902年には参政問題と民族建国問題が今日中国が最も急とするところのものであることを認め或は10年後に共和政体が樹立されて大総統も初代は清の王室出のものとなるけれども二代目からは漢人に委譲さるべきことを示唆した小説を公にしているに拘はらず翌々年には清朝の下における立憲君主政体といふ従来の主張に後退したのである。そのみでなく革命派との論争が激しくなるにつれて更に一步退いて開明専制を唱えるに至つてゐる」と分析し、且つ「総じて云ふならば1898年から1902年にかけて生存競争優勝劣敗を呼号するにつれ民約論をも容れて梁啓超の論調は改革論から次第に革命論に近い傾向を帯び来り1906年優勝劣敗から適者生存に肩がわりすると共に民約論を拒否して改革論から改良論に退くのであつた。以後政府当局の遣り方を激しく攻撃することはあつても数年前の急進論に再び帰へることはなかつたのである」と梁啓超の思想動向をも解明している。以上によつて我々は新民叢報を通じて示された梁啓超の立場が立憲君主制論を基軸としつつも当時の政治社会情勢の動向を反映して光緒29年のアメリカ旅行を転機として前期は民族共和革命論的色彩を加味し、後期は開明専制論的色彩をおびるに至つた事情をさぐりうるが就中、後期のありかたを考へるうへに見逃し得ないのは第4年度の新民叢報第79号(光緒32年¹¹⁰⁾4月1日)所載の「本年之新民叢報」に「開明専制論」を紹介して「本論為飲冰所撰，自發表其最近政見，全論凡十数章十余万言，第一章積制第二章專制制第三章釋開明専制第四章述開明専制之學說第五章述開明専制之前例第六章論適用開明専制之國与適用開明専制之時第七章論變相之開明専制第八章論開明専制適用於今日之中国第九章論開明専制者所當有事第十章論開明専制之人物第十一章論開明専制之精神，實今日救國惟一之方略也，本論連載於本年第一号至第七号，今尚未完，約至第十二号完結」といい「申論種族革命与政治革命之得失」についても「本論亦飲冰所撰，因近來一部分之輿論沈醉於排滿共和之說，不応於事實，徒貽誤國家大計，因極言政治革命与種族革命之非同物不可並行，載於第四号中，所言皆一遵論理，深鑿事實，壁壘森嚴，顛撲不破，凡心醉排滿共和說者，皆當一読」と広告している点である。何故ならば、¹¹⁰⁾當時は清末留日学生界における革命化の趨勢が黃興、劉揆一、馬福益らによる所謂甲辰長沙の役を契機に自立軍起義にみられた康梁派的色彩をのりこえんとする氣運をたかめ、翌31年夏に入るや6月17日(明治38年¹¹¹⁾7月19日)の孫文の来日を機とする興中会(廣東)と華興会(湖南)の事実上の急速な提携をみて6月28日(7月¹¹²⁾30日)黒竜会本部たる内田良平宅での組織準備会となり7月13日(8月¹¹³⁾13日)富士見楼で盛大な孫文歓迎会が開催された後7月20日(8月¹¹⁴⁾20日)坂本金弥別邸における中国革命同盟会の成立をみやがて10月30日(11月¹¹⁵⁾31日)「二十世紀之支那」を改めて機關誌民報として発刊しここに三民主義を指導理念とする中国革命エネルギーの組織化即ち中華民國革命の志向にたつ主体的基盤の確立が實現されて清末革命史に画期的な道標をしるしづけるに至つた時期に當るのみならず、同時に又北京政府に於ても5大臣の海外憲政視察や

預備立憲上諭の公布によつて欽定立憲改革へとふみ切つた時期に相当しており、従つて右の梁啓超の主張はかかる清末史上の注目すべき政治段階に際しての梁啓超の意志表示であり態度決定に外ならなかつたからである。然りとすれば開明専制は実に立憲の過渡であり預備であつて普通の国家は必ずこの時期をへて然る後に立憲に進むのが国家進歩の順序であるという見地から中国の現状には開明専制が適当である旨を「今日救国惟一の方略」と主張する梁啓超の態度は一概に之を彼の政治主張の後退とのみ解釈すべきではなく、むしろそれは梁啓超における基本的政治志向たる立憲君主政体実現のための当面の方略戦術としてうち出された政治主張であり、中国革命同盟会に結集された革命派の政治動向をにらみ合せながら北京政府における預備立憲態勢にも対応せんとした梁啓超のリアルな政治的配慮の具現であつたとみるべきではあるまいか。そこで我々は以下暫く新民叢報と民報の論争過程を通じて光緒末年における在日康梁派の政治主張を具体的姿相に於てとらえることとしたい。(未完)

・附記 本稿は昭和38年度科学研究費支給による「清末民初に於ける在日康梁派の研究」の一部であり元来旧稿は康有為生誕百年紀念論集企劃の際ワシントン大学 Dr. Jung Pang Lo の需めに応じて執筆したものの一部である。

註 解

- 1 梁任公先生年譜長編初稿(梁任公先生年譜稿)(巻7), 梁啓超「戊戌政変紀事本末」所収「政変正記」, 林権助「わが70年を語る(第27巻)」, 日本外交年表並主要文書, 大隈重信関係資料「甲秘第153号文書」警視総監西山志澄報告, 外務省記録「各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係)一」所収「甲秘第155号文書」西山志澄報告。
- 2 康南海自編年譜(中国近代史資料叢刊戊戌変法第4冊)富田重「清国ノ亡命者康有為ニ面談セルモノノ談話」報告(早稲田大学社研究), 「甲秘第160号文書」西山志澄報告(省記録), 宮崎「三十三年の夢(素人外交家康有為日本に入る)」, 対支回顧録(下巻)「宗方小太郎」。
- 3 大隈重信関係文書「1149犬養平岡あて宮崎書翰(明治31年10月1日)」。
- 4 明治31年10月1日づけ上野領事報告(早稲田大学社研究)。
- 5 註3及び同文書「1150犬養平岡あて宮崎書翰(明治31年10月7日)」。
- 6 牒報第113号在香港富田重報告(明治31年10月10日)(海軍軍令部第3局)。
- 7 第1書「朕思フニ国歩日艱難ニ陥リ之ヲ快復スルニハ泰西ノ文物ヲ取り用ヒ保守ノ大臣ヲ退ケ泰西ノ事物ニ通ズルノ少壮英俊ノ士ヲ挙ゲテ之レニ更ニ非ザレバ之ヲ救フ道ナク朕ガ企図セル改革モ之ヲ実行スル能ハズ之ヲ皇太后ニ計ルニ共ニ計ル能ハズ再三其可ナルヲ述ベテ遂ニ逆鱗ニ触レ今ヤ帝位ヲ保ツ又難タシ乞フ改革ニ預ルノ士ヲ集メ朕ヲ救フノ道ヲ計レ命且タニ迫リテ危急存亡ノ秋ニ際シ一ニ汝ノ救護ヲ煩ハスモノナリ。」第2書「曩ニ官報ノ発刊ヲ命ジ之ニ従事セシムルハ蓋シ朕ノ欲スル処ニ非ズ汝急ニ去ツテ朕ヲ救フノ道ヲ講ゼヨ瞬時ト雖モ猶予ス可ラズ朕ハ深ク汝ノ忠直ヲ愛慕ス願クハ再ヒ我帝国ノ改革ヲ行フニ当リ其根本ヲ固メ後ニ事ヲ計レ以テ朕カガ為ニ尽セ近ク再会ヲ望ム乞自愛セヨ。」なお梁任公先生年譜稿(67頁)(68頁), 楊廷福「譚嗣同年譜」併照。
- 8 戊戌後孫康二派之関係, 梁任公先生年譜稿(8巻)併照。
- 9 戊戌変法(第4集)「關於戊戌政変之新史料」。
- 10 民報(第1号)所収。因みに広東某君が胡漢民であることは革命文獻(第3集)「胡漢民自伝」によつて明らかである。
- 11 民報臨時増刊「天討」所収。
- 12 「甲秘第187号甲秘第191号文書」警視総監大浦兼武報告。

- 13 各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係1)所収「秘発第9号文書(高知県知事渡辺藤吉報告)」。
- 14 註13に同じ。
- 15 王照「行脚山東記」,「参秘第434号文書(参謀本部)」在上海稲村大尉報告抜粹(明治33年11月2日)。
- 16 「東亜会総裁安東俊明村井啓太郎佐藤宏ノ梁啓超康広仁等救援ニ関スル進言書(明治31年10月2日)」(早大社研)。
- 17 楊廷福「譚嗣同年譜」,吳相湘「近代史事論叢(第1冊)」所収「戊戌変政与政変之国際背景」。
- 18 小航文存(1巻)「礼部代遞奏稿」,康南海自編年譜,「戊戌変政与政変之国際背景」。
- 19 極東外交史概観(第5章)。
- 20 続対支回顧録(下巻)所収「柏原文太郎」。
- 21 外務省記録「甲秘第62号文書」大浦兼武報告,梁任公先生年譜稿(8巻)。
- 22 拙稿「唐才常と自立軍起義」(85.88)。
- 23 宗方の日記原本(第30冊)は栗原健博士私信にいう宇治田直義氏談によれば戦時中上海日報社長波多博氏が宗方の伝記述作のため携行し終戦の際上海申報社に保管を依頼して引揚げたが現在所在不明のよしである。
- 24 対支回顧録(下巻)「宗方小太郎」と同「井手三郎」所収「宗方小太郎君碑文」。
- 25 「各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係1)」所収「乙秘第677号文書」。
- 26 民報(第24号)「康梁之今昔揆」所収。
- 27 続伊藤博文秘録「清国漫遊日記」,伊藤博文伝(第29編第5章)「清国行」梁任公先生年譜稿(巻7),吳相湘「戊戌変政与政変之国際背景」。
- 28 「李盛鐸伊藤侯ニ来謁談話筆記」(国会図書館憲政資料室伊藤家文書)戊戌変法(第3冊)「報紙新聞」所収「李傅相与日本伊藤侯問答」。
- 29 伊藤博文伝(第29編第5章)「梅子夫人あて書簡」林「わが70年を語る(第28話)」。
- 30 註22と同じ。
- 31 馮自由「中華民国開国前革命史(第6巻)」革命逸史(初集)「戊戌後孫康二派之関係」梁任公先生年譜稿(巻8)。
- 32 「柏原文太郎」所収。
- 33 大隈文書B 150号(早稲田大学社会科学研究所)。
- 34 近衛霞山公所収「張総督再会見記」。
- 35 「各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係1)」所収「橋原陳政ト清国亡命者梁啓超トノ対話(明治31年12月23日)」。「清国亡命者ニ関スル報(同年12月22日)」。
- 36 例えば16日づけ私信では橋原が梁啓超に対し金玉均の前例をひいて康梁の速刻の日本退去を力勸し且つ柏原には内密たるべき旨を「諄囑」したといひ20日晚の書簡では「危機已逼,晏然安之,洵為非策,僕已辱知友,敢為画言,若徒稽留以貽悔,僕亦不能再為力也」といふ。
- 37 日本外交文書(第31巻)第1冊728頁。
- 38 公爵山県有朋伝(第3巻第2冊),「その頃を語る」所収「自由党と山県首相」。
- 39 続対支回顧録(下巻)「柏原文太郎」所収の康梁書簡。
- 40 明治31年12月16日づけ書簡。
- 41 犬養木堂伝「東亜関係上」所収。
- 42 李盛鐸伊藤侯ニ来謁談話筆記。
- 43 註34と同じ。
- 44 「柏原文太郎」所収康有為書簡,梁任公先生年譜稿(巻8),近衛霞山公(第4巻)「清国亡人の来訪及其処分」。
- 45 各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係5)所収「清国革命党首領渡来ノ件」。「康有為ニ関スル件」。「康有為歓迎ニ就テ(明治44年6月21日兵庫県知事服部一三)」,大隈侯85年史,梁任公先生年譜稿(巻20)。

- 46 各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係1)所収「秘甲第514号文書(神奈川県知事
没田徳則)」。
- 47 梁任公先生年譜稿(8巻), 康有為「布告170余埠会衆丁未新年元旦挙大慶典告蔵保皇会改爲國民憲政会文」。
- 48 大清徳宗景皇帝実録(451)9月己巳の論, 「秘甲第523号文書(明治32年10月26日
没田知事報告)」但し康南海先生墨蹟(附)梁啓超致李提摩太函には「己亥9月自欧美帰過日本, 吾清議報被焚, 幸吾宿艦中未登岸, 蓋日政府受吾政府賂而拒登, 吉田松陰之高弟品川弥二郎以死力争於朝, 乃登岸, 遂帰港, 刺客載途, 登吾港寓三層樓行刺焉」とある。
- 49 東華統録(光緒明
157)己亥12月丁酉の論, 飲氷室文集(7巻)「書12月24日偽上諭後」。
- 50 宮崎「33年の夢(大挙南征
新嘉坡の入獄)」拙稿「庚子惠州の役」(歴史教育
31.9.10)梁任公先生年譜稿(9巻)。
- 51 註32の拙稿, 梁任公先生年譜稿(9巻)。
- 52 「秘甲第523号文書」収録, 文意は「勤王ノ趣旨ハ寸時モ忘ルベカラズト戒メタ」もの。
- 53 「柏原文太郎」所収光緒26年5月端午節(明治33年
6月1日)つけ書簡。
- 54 中華民国開国前革命史「庚子唐才常漢口之役」。
- 55 「秘甲第353号文書(明治33年9月4日
周布公平知事報告)」収録。文意は「目下清国政府ノ形勢列国ト媾和セントスル風ノ見エルニ付キート先ヅ手配丈ケハ為シ居ルモ何分軍用金未ダ不足ナリ……金円送付ヲ乞フ」である。
- 56 大隈重信関係文書「1163, 梁啓超書翰(明治31年1月30日
光緒32年12月19日)」統対支回顧録「柏原文太郎」所収「柏原あて書簡(明治33年5月25日
光緒28年4月27日)」中華民国開国前革命史(第6章)「革命保皇両党之衝突」所収の書翰数通。
- 57 中国近代史資料叢刊 義和団(第3章)「有関東南互保資料」, 愚齋存稿「行述」日本外交文書(第33巻
別冊1)「南清秩序維持協定」と拙稿「東南保護約款について(信大紀要
第9号)」。
- 58 各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係2)「清国亡命者康有為踪跡ニ関スル件」(明治34年9月30日
日久水三郎報告)。
- 59 同右文書「康有為所在判明ノ件」。
- 60 同年譜(五)「檀香山之遊」の項に「出発的時候為旅行安全計, 先生並冒用日友柏原文太郎君の姓名和護照」とある。
- 61 張文襄公全集「公牘(36)」所収, 外務省文書「義和団事變関係一件(各地状
説1)」所収「告示切抜送付ノ件」別紙「摘叙自立会匪逆乱確拠示」(明治33年10月9日 上海総
領事代理小田切万寿之助)。
- 62 同右文書「富有票会及自立会徒姓名ノ件」別紙(10月19日
小田切報告), 「公信第351号文書」収録「余聯沅の小田切あて照会(光緒26年
8月25日)」。
- 63 張文襄公全集「公牘19」所収「咨出使日本国大臣送勸戒国会文及示稿(光緒26年
9月14日)」。
- 64 同右全集「咨出使英国大臣請飭諭邱菽園及各華商勿信匪党(光緒26年
9月20日)」「咨出使英国大臣切商英外部查禁匪党(光緒26年
9月20日)」各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係2)「機密第7号文書(明治33年11月1日
大杉正之報告)」附属文書「道台ヨリノ来翰訳文」。
- 65 拙稿「拒俄学生軍をめぐって」(信大紀要
第4号)。なお梁任公先生年譜稿(巻13)に自立軍起義の失敗以後康有為が西太后榮禄李鴻章張之洞ら要人の暗殺計画をたて鉅資を費つて梁鉄らをして事に当らしめたとあり, 之を久水三郎報告に「当地清国領事ハ康有為所在及挙動上ニ付注意方李鴻章ヨリ嚴命ヲ受居候趣ニテ毎月不少探偵費ヲ費消スル趣」とあるのに併考すれば両者の緊迫した対決情勢が推知出来る。
- 66 「康有為清国へ出発ノ件(明治36年5月
7日 林領事)」「康有為ニ関スル件(同年6月20日
林領事)」「高秘第416号文書(明治37年5月
5日 長崎県知
事荒川義太郎)」。
- 67 年譜稿(巻12~
巻20)に可成り詳細かつ豊富な資料が収められてある。
- 68 各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係3)所収「第23号文書」。
- 69 この外「南海先生最近政見書」をめぐり章炳麟の「駁康有為論革命書」の論争をみたことも重要な史実である。

- 70 民報 (第13号) 「希望満洲立憲者之勘案民意」収録。
- 71 「按沢公並非親郡王貝勒貝子，以公爵而為御前大臣，從古所無，朝夕隨侍皇上，幸知吾會衆之忠義矣，此次立憲，盡賴其堅持之力」とある。
- 72 当代名人小伝「載沢」民報 (第3号) 「希望満洲立憲者 壺聽精衛」大隈侯85年史，拙稿「清末の立憲改革と革命派」(歴史学研) 完202)。
- 73 例えば「希望満洲立憲者之勘案」で民意は「其無恥15条」をあげて痛撃している。
- 74 各国内政関係雑纂(支那2) 所収「第283号文書(明治40年8月1日)」。阿部代理公使
- 75 飲氷室文集 (第4集) 「三十自述」梁任公先生年譜稿(巻8)，革命逸史(初集)「東京高等大同学校」同(第4集)「記東京大同学校及余更名自由經過」。
- 76 飲氷室文集 (第3集) 「清議報100冊祝辞並論報館之責任及本館之経歴」革命逸史(初集)「横浜清議報」梁任公先生年譜(巻7)。
- 77 新民叢報折込み広告に清議報十大特色の第一として「本編之論說皆以發明愛國真理輸入文明思想為主，而又指陳時弊毫無假借，讀者可因以見外國進化之所由及中國受病之所在，為他書所莫能及者一」とある。
- 78 清議報100冊祝辞並論報館之責任及本館之経歴，飲氷室文集 (第2冊) 「清議報叙例」。
- 79 大清徳宗景皇帝実録458正月戊午の論。
- 80 註78と同じ
- 81 三十自述。
- 82 飲氷室文集 (第11冊) 「初帰国演説辞」所収「鄙人對於言論界之過去及将来」。
- 83 右文集 (第16冊) 「20世紀太平洋歌」「壯別二十六首」各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係1) 所収「清国亡命者ノ再来(明治33年8月1日) (警視總監大浦兼武)」，中華民国開国前革命史 (第6章) 所収梁啓超書簡，梁任公先生年譜稿(巻8)。
- 84 各国内政関係雑纂(支那)(革命党関係1) 「秘甲第326号文書(明治33年8月20日) (神奈川縣知事周布公平)」。
- 85 飲氷室專集 (第5冊) 「新大陸遊記節録」所収「由横浜至加拿大」「亡命清國人来往ノ件(明治34年5月29日) (長崎縣知事荒川義太郎)」。
- 86 「秘甲第364号文書(明治34年9月30日) (周布公平)」。
- 87 革命逸史(初集)「秦力山事略」「東京国民報」同(第2集)「康門13太保与革命党」梁任公先生年譜稿(巻9)。
- 88 革命逸史(初集)「横浜清議報」。
- 89 中国報学史(第4章第3節)。
- 90 梁任公先生年譜稿(巻10)。
- 91 清代学術概論25。
- 92 新民叢報 (第25号) 広告「(中国唯一) 新小説」。
- 93 飲氷室文集 (第4集) 所収。
- 94 飲氷室專集 (第19冊) 所収。梁任公先生年譜稿(巻7)。
- 95 右專集「新中国未来記緒言」註92の政治小説。
- 96 梁任公先生年譜稿(巻15) 所収「申報広告」。
- 97 林語堂「シナにおける言論の發達(第9章)」。
- 98 新民叢報 (第1号) 所載。
- 99 戈公振「中国報学史(第4章)」張静盧「中国近代出版史料初編(巻2)」林語堂「シナにおける言論の發達(第8章第9章)」いづれも72冊といい「戊戌変法書目解題」にも壬寅癸卯甲辰乙巳の4年発行とある。何れも誤りである。梁任公先生年譜稿(巻11~)参照。因みに私の披見したのは京大人文科学研究所小野川研究室所管本である。併せて謝意を表したい。

- 100 新民叢報 (第³²号) 広告「本社遷居」。
- 101 飲氷室專集 (第⁵冊) 「新大陸遊記節録」の「徐勤序文」「由横浜至加拿大」「帰途」梁任公先生年譜稿 (卷¹²~¹⁶)。
- 102 新民叢報第389合併号「本社特別広告」。
- 103 梁任公先生年譜稿 (卷¹⁶)。
- 104 例えば任公先生由硯命致蔣觀雲先生書，由湾高華与勉兄書 (以上^{卷12}) 何天柱与夫子大人書，致仏蘇我兄書 (以上^{卷16}) など。
- 105 初帰国演説辞所収「鄙人対於言論界之過去及将来」。
- 106 清代学術概論 (26卷)，梁任公先生年譜稿 (卷¹¹) 「康南海与任弟書」同 (卷¹²) 「与勉兄書」。
- 107 註105と同じ。
- 108 答飛生，論俄羅斯虚無党，答和事人いづれも飲氷室文集 (上海中華書局版) に収めてあるがいかなる理由か發表年月日はすべて誤りである。因みに同書は新民叢報の主要論説についてもこの種の誤りが多く信用出来ない。
- 109 東方学報 (第²¹冊) (京都) 所収。
- 110 中国現代史料叢書 (第¹冊) 「我之歴史宋教仁」 (中国近代史資料叢刊) 辛亥革命 「中国同盟会」「立憲運動之進行」，拙稿「陳天華の生涯」 (史学雑誌⁶⁵ / 11) など併照。

(昭和41年11月10日稿了)